

# 求む 農地・農機具・ハウス

近年、農外から札幌市内で就農する方が毎年数名おり、現在、来年以降の就農を目指し4名が研修中、10名ほどが農家で働きながら独立を希望しています。

しかし、就農にあたって就農地の確保が大きな課題となっております。

そこで、経営の縮小や相続等により未利用となっている農地をお借りしたく農地の情報を求めています。また、お譲りいただける農機具等の情報も併せて求めています。

情報をお持ちの方は、最寄りのJAさっぽろ各経済センターまたは下記問い合わせ先までお知らせください。

農地の賃借については、農地の権利設定や権利移動を行う農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の制度をご利用いただけます。

【農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の制度の特徴】

- ・市が権利関係の調整、仲立ちをするので安心して貸し借りができます。
- ・貸借期間満了後は、自動的に貸し手に農地が返還されます。
- ・耕作権がつかないため、離作料は不要です。

【詳しくは、農業委員会事務局（Tel.211-3636）にお問い合わせください】

問い合わせ先

札幌市農政部農政課企画担当係

Tel.011-211-2406

## 市民農園情報

札幌市では、市民農園による農地の有効活用を促進するとともに、市民のレクリエーションや健康増進の場を確保し、農家等との相互交流を通じた地域農業の活性化を図ることを目的に開設を支援しています。

農地所有者（農家）、企業、NPO法人などさまざまな方が、市民農園を開設できるようになっており、札幌市が認定する市民農園に対しては、開設に必要な施設整備（給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・看板等）に要する経費の一部を補助します。また、利用者の募集を広く市民にPRします。

これまで、市内には23カ所の認定市民農園が開設しています。

※北区2、東区2、白石区3、厚別区1、清田区4、南区5、西区1、手稲区5

まだ市民農園が不足している地域もありますので、市民農園を開設したいとお考えの方は、最寄りの農協または札幌市農政課にご相談ください。

【開設条件】

- 市民農園は、「市民農園整備促進法」による開設となりますので、維持管理（点検・清掃・修理・栽培指導・圃場整備など）、付帯設備の整備（給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・看板・区画割杭など）が義務付けられます。
  - 市街化調整区域内にあり、かつ、乗用車の通行に支障のない道路に接していること。
  - おおむね50アール以上の農園面積を確保できること。 など
- その他の条件、手続き方法は、市ホームページ「さっぽろの農業」をご覧ください。

HP <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/nouen/index.html>

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.011-211-2406